

循 社 第 9 1 3 号  
令 和 6 年 3 月 2 1 日

千葉県環境計量協会会長 様

千葉県環境生活部長  
(公 印 省 略)

令和6年度産業廃棄物処理計画書等の提出について（通知）

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び同法第12条の2第10項で定める多量排出事業者については、下記のとおり、産業廃棄物処理計画書等の提出が義務付けられています。

また、同計画書を提出した多量排出事業者は、同法第12条第10項及び同法第12条の2第11項の規定により、下記のとおり、産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出が義務付けられています。

つきましては、別添リーフレットを作成しましたので、貴会員・組合員への周知をお願いします。

記

1 提出する処理計画書等

- (1) 令和6年度産業廃棄物処理計画書（法第12条第9項）
- (2) 令和5年度産業廃棄物処理計画実施状況報告書（法第12条第10項）
- (3) 令和6年度特別管理産業廃棄物処理計画書（法第12条の2第10項）
- (4) 令和5年度特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（法第12条の2第11項）

2 提出期限

令和6年6月30日（日）

3 その他

計画書及び報告書の様式、記載例、提出方法等は、以下の千葉県ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/haishutsu/keikaku.html>

【問い合わせ先】

千葉県環境生活部循環型社会推進課 資源循環企画室

電 話：043-223-2758

メール：junkan-taryou@pref.chiba.lg.jp



# 産業廃棄物を多量に排出する事業者は 処理計画書の提出が必要です！

産業廃棄物を多量に排出する事業所を持つ事業者の方は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の排出に関する計画書を提出することが義務付けられています。

## 提出が必要な場合

千葉県内（千葉市、船橋市、柏市を除く）に事業所があり、以下に該当する事業者の方

- ①令和5年度に産業廃棄物を**1,000トン以上**排出した事業所
- ②令和5年度に特別管理産業廃棄物を**50トン以上**排出した事業所
- ③令和5年度に**計画書を提出した**事業所

## 提出する書類

- ・ **上記①②の事業者の方**  
（特別管理）産業廃棄物処理計画書
  - ・ **上記③の事業者の方**  
（特別管理）産業廃棄物処理計画実施状況報告書
- 詳細は、裏面に記載の千葉県ホームページを御確認ください。

## 提出期限

令和6年6月30日（御持参の場合は、28日（金）までに御来庁ください。）

## 書類の提出方法

- ・ 「**ちば電子申請サービス**」により提出する（**4月上旬公開予定**）  
以下のアドレスから手続きを実施してください。  
[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_initDisplay](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay)  
※可能な限り、ちば電子申請サービスによる提出をお願いします。
- ・ 「**電子メール**」により提出する  
記入済みの様式を添付し、裏面のメールアドレスあて送信してください。  
様式は、裏面に記載の千葉県ホームページからダウンロードしてください。  
ファイル容量が7.0MBを超える場合は御相談ください。
- ・ 「**紙様式**」により提出する  
提出書類「**1部**」を裏面の提出先あて郵送又は御持参ください。  
様式は、裏面に記載の千葉県ホームページからダウンロードしてください。  
写しの返却が必要な場合は「**2部**」を郵送又は御持参ください。  
郵送で写しの返却が必要な場合、返信用封筒を御同封ください。

## 書類の提出先・問合せ先

事業所がある市町村	提出・問合せ先	住所	電話番号	メールアドレス
市川市、習志野市、八千代市、浦安市	葛南地域振興事務所	273-8560 船橋市本町1-3-1 フェイスビル7階	047-424-8093	katunanenv3@mz.pref.chiba.lg.jp
松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所	271-8560 松戸市小根本7	047-361-2119	toukatsu-taryou@pref.chiba.lg.jp
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	印旛地域振興事務所	285-8503 佐倉市鍋木仲田町8-1	043-483-1138	inb-taryou@mz.pref.chiba.lg.jp
香取市、神崎町、多古町、東庄町	香取地域振興事務所	287-8502 香取市佐原イ92-11	0478-54-7505	ktr-kankyo@mz.pref.chiba.lg.jp
銚子市、旭市、匝瑳市	海匝地域振興事務所	289-2504 旭市ニ1997-1	0479-64-2825	kaiso-gomi@mz.pref.chiba.lg.jp
東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町	山武地域振興事務所	283-0006 東金市東新宿1-11	0475-55-3862	sanbu-taryou@mz.pref.chiba.lg.jp
茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	長生地域振興事務所	297-8533 茂原市茂原1102-1	0475-26-6731	cho-kankyo@mz.pref.chiba.lg.jp
勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	夷隅地域振興事務所	298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻14	0470-82-2451	ism-kankyo@mz.pref.chiba.lg.jp
館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	安房地域振興事務所	294-0045 館山市北条402-1	0470-22-8711	awa-taryou@mz.pref.chiba.lg.jp
木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	君津地域振興事務所	292-8520 木更津市貝淵3-13-34	0438-23-2285	kts-taryou@pref.chiba.lg.jp
市原市 工事現場等で複数の地域にまたがる場合	循環型社会推進課	260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2758	Junkan-taryou@pref.chiba.lg.jp

事業所が千葉市、船橋市、柏市に所在する場合、各市役所にお問合せください。

制度の詳細や提出する様式については、  
千葉県環境生活部循環型社会推進課へ御連絡いただくか、  
以下の千葉県ホームページを御参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/haishutsu/keikaku.html>

